



# 環境行政の着実な前進

(主に国際関係)

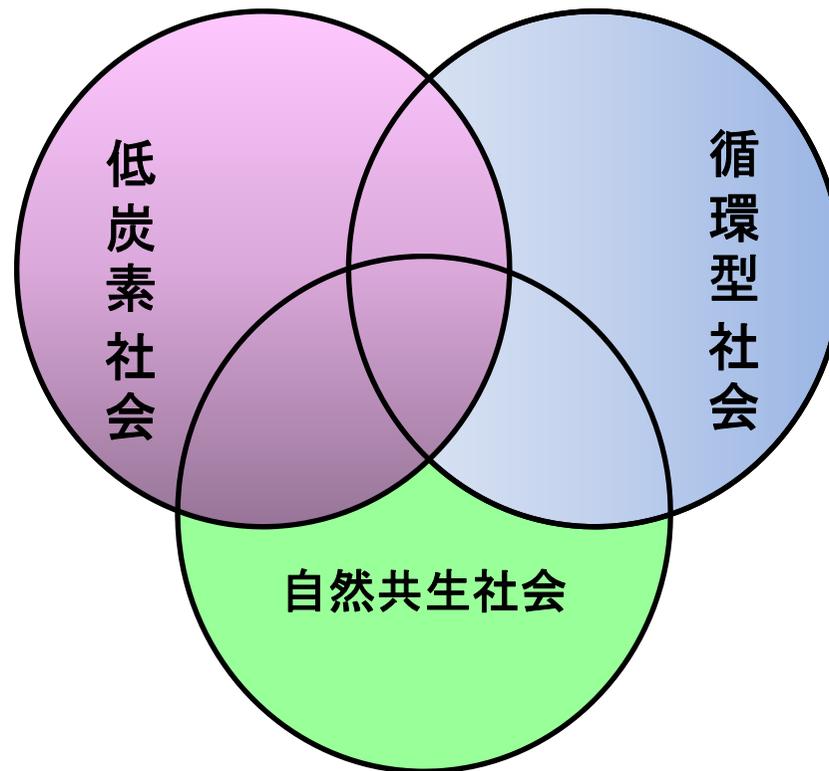
平成23年1月

環境省

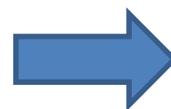
# (目次)

1. 地球温暖化	.....	5P
2. 生物多様性	.....	22P
3. 廃棄物・リサイクル	.....	30P

# 環境行政の柱



- ・ 低炭素社会
- ・ 自然共生社会
- ・ 循環型社会



**持続可能な社会**  
( sustainable development )

## ポイント

環境保全のために特に必要とされる3つの社会作りを内外にわたり着実に推進し、2012年5月の国連Rio+20会議でリーダーシップを発揮する。

# 方針

- 基本的な対策の柱は変えない。  
少なくとも2050年まで持続する。
- 対策の内容は、科学的知見、技術の進展、  
経済社会の状況を踏まえて、能動的に見直す。
- 国民、企業などとの問題意識の共有
- 各分野での力、取り組みを広く内外に発信  
各地域、諸外国への直接的な説明
- 関係諸国との協力の強化、特に開発途上国への  
具体的な協力の実践



# 地球温暖化

( COP16から )

# COP16公式閣僚級会合における 松本環境大臣演説①

(はじめに)

議長、

ありがとうございます。日本政府を代表して、本会合のホストを務めるメキシコ政府及びエスピノサ議長のイニシアチブとリーダーシップに心から感謝いたします。

(COP16の成果)

議長、

我々には、我々の子供たちからの預かりものであるこの地球を健全な形で次世代に継承していく責務があります。今こそ全ての国は、世界全体の平均気温の上昇が2℃を超えないようにすべきとの科学的見解を認識し、地球規模での大幅な排出削減のために行動を起こす必要があります。

私は、日本政府が提案してきた、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも50%削減するとの目標を共有するよう、引き続き各国に求めたいと思います。日本は率先して低炭素社会へ舵を切る決意です。

こうした長期的な目標を実現するためには、新たな法的枠組みを構築し、全世界が加わった実効性のあるものとするのが不可欠です。カンクンの合意としては、そうした枠組みの基礎となる、先進国と途上国の双方が透明性ある形で排出削減を進め、先進国による途上国支援を一層充実させるためのパッケージが必要です。我が国は、議長国メキシコと協力して合意形成に積極的に貢献していきます。

議長、

我が国は、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある枠組みの下で、法的拘束力のある削減義務を負う用意があり、そうした枠組みを前提として、コペンハーゲン合意に基づき1990年比25%削減という極めて意欲的な目標を提出しています。

# COP16公式閣僚級会合における 松本環境大臣演説②

京都議定書は気候変動への対処の第一歩として大きな役割を果たしています。我が国は、京都スピリットを守り続けます。しかし、この議定書では、世界全体のエネルギー起源CO2排出量の約27%しかカバーされておらず、はたして、それにより、地球規模での気候変動による悪影響のおそれ、例えば、海面上昇に対応できるのでしょうか。むしろ、京都議定書の第二約束期間を設定すれば、このような枠組みが固定化し、全ての主要国を含む真に実効性ある法的枠組み構築への機運がそがれることを我が国は強く懸念します。このため、日本としては、第二約束期間の設定には賛同できません。新たな枠組みは、世界全体のエネルギー起源CO2排出量の8割以上を占める国をカバーするコペンハーゲン合意に基づき構築されるべきです。

我が国は、京都議定書の締約国として、第一約束期間の6%削減目標を誠実に履行するとともに、2013年以降も率先して一層の排出削減努力を行っていきます。京都議定書は2013年以降も存続します。京都議定書の役割については、カンクン後も議論が続くと理解しています。

(我が国の取組)

議長、

政府は、コペンハーゲン合意に基づき提出した目標を達成するため、国会に地球温暖化対策税、排出量取引、固定価格買取制度等の対策を盛り込んだ法案を提出しており、その議論が行われているところです。

また、我が国は、緩和及び適応に取り組む途上国に対し、官民合わせて150億ドルの短期資金を約束し、すでに 82カ国に対して367のプロジェクト、額にして72億ドル以上を実施しました。今後も着実に途上国の支援のニーズに合致したきめ細かな支援を実施してまいります。

さらに、我が国は本年、REDD+パートナーシップの共同議長を務め、名古屋で閣僚会合を開催するなど森林保全分野で指導力を発揮してまいりました。現在は、名古屋で合意された今後の方針に基づき、2011-2012年の作業計画を作成しています。日本は、今後ともこうした取組を通じて気候変動分野での国際協力に積極的に貢献してまいります。

(結び)

日本は、本会合の成功に向けて、議長国メキシコを支持し、各国とも協力しつつ、建設的に議論に貢献していきます。ご清聴ありがとうございました。

# カンクン合意の内容

## I. 京都議定書締約国会合(CMP)決定の概要

Change for the future.  
Change by Japan.



- 附属書I国(米国を含む)が提出した排出削減目標を記載した文書Xを作成。附属書I国により実施される排出削減目標に留意【パラ3】。

*3. Takes note of quantified economy-wide emission reduction targets to be implemented by Annex I Parties as communicated by them and contained in document FCCC/SB/2010/INF.X;\**

なお、文書Xの表に記される内容は、締約国の(第二約束期間に関する)立場及び議定書第21条7(附属書B改正に係る関係締約国の同意)に基づく締約国の権利を損なうものではないとの注釈あり。

*\*The content of the table in this information document is shown without prejudice to the position of the Parties or to the right of Parties under Article 21, paragraph 7 of the Kyoto Protocol.*

- 附属書 I 国が「野心のレベル」(排出削減目標)を更に引き上げるよう求める【パラ4】。
- 各国の排出削減目標を、京都議定書上の約束(5年又は8年といった約束期間の平均値により規定)に変換するための更なる作業が必要であることに合意【パラ5】。

# カンクン合意の内容

## Ⅱ. 気候変動枠組条約締約国会合(COP)決定の概要

Change for the future.  
Change by Japan.



### (1) 共有のビジョン

- 工業化以前に比べ気温上昇を2°C以内に収める観点からの大幅な削減の必要性を認識【パラ4】。2050年の世界規模の大幅排出削減【パラ5】及び早期のピークアウトに合意【パラ6】。

*4. Further recognizes that deep cuts in global greenhouse gas emissions are required according to science, and as documented in the Fourth Assessment Report of the Inter-governmental Panel on Climate Change, with a view to reducing global greenhouse gas emissions so as to hold the increase in global average temperature below 2 ° C above pre-industrial levels, (略)*

*5. Agrees, in the context of the long-term goal and the ultimate objective of the Convention and the Bali Action Plan, to work towards identifying a global goal for substantially reducing global emissions by 2050 (略)*

*6. Also agrees that Parties should cooperate in achieving the peaking of global and national greenhouse gas emissions as soon as possible, (略)*

- 長期目標のレビュー(2013年に第1回、2015年に作業終了)を行うこと、そのために必要なガイドライン等をCOP17までに整備【パラ4,138~140】。
- 労働力の公正な移行(just transition)を確保しつつ、低炭素社会の構築を目指したパラダイムシフトの必要性を認識【パラ10】。

# カンクン合意の内容

## Ⅱ. 気候変動枠組条約締約国会合(COP)決定の概要

Change for the future.  
Change by Japan.



### (2) 適応

- 適応対策を推進するための「カンクン適応枠組み(フレームワーク)」の設立を決定【パラ13】。

*13. Decides to hereby establish the Cancun Adaptation Framework encompassing the provisions laid out below, with the objective of enhancing action on adaptation, including through international cooperation and coherent consideration of matters relating to adaptation under the Convention;*

内容は、以下の通り。

- 締約国に対して技術的支援を行うこと等を役割とする適応委員会の設立【パラ20】。
- 後発開発途上国向けの中長期の適応計画の策定【パラ15】。
- 小島しょ国が求めていた損害賠償についての作業計画の策定【パラ25,29】。
- 地域センター等を活用した情報共有の促進【パラ30】。

# カンクン合意の内容

## Ⅱ. 気候変動枠組条約締約国会合(COP)決定の概要

Change for the future.  
Change by Japan.



### (3) 先進国の緩和(排出削減)

- 附属書I国(米国を含む)が提出した排出削減目標を記載した文書Xを作成。附属書I国により実施される排出削減目標に留意【パラ36】。

*36. Takes note of quantified economy-wide emission reduction targets to be implemented by Parties included in Annex I to the Convention as communicated by them and contained in document FCCC/SB/2010/INF.X (to be issued);*

- 先進国に排出削減目標の野心を更に引き上げるよう求める【パラ37】。

*37. Urges developed country Parties to increase the ambition of their economy-wide emission reduction targets (略)*

- 緩和目標の仮定や前提条件を明確にするためのワークショップを開催【パラ38】。

*38. Requests the secretariat to organize workshops to clarify the assumptions and the conditions related to the attainment of these targets, (中略), and options and ways to increase their level of ambition;*

- 先進国による毎年のインベントリ、2年に一度の政策進捗状況等の提出。関連するガイドラインは今後改訂【パラ40～42, 46, 47】。
- 新たに、先進国の排出量・吸収量に対する国際的な評価プロセスを設立【パラ44】。

# カンクン合意の内容

## Ⅱ. 気候変動枠組条約締約国会合(COP)決定の概要

Change for the future.  
Change by Japan.



### (4) 途上国の緩和(排出削減)

- 途上国は、2020年の排出量が対策を強化しない場合より減少することを目指して、国の状況に応じた適切な緩和行動をとることに合意【パラ48】。

*48. Agrees that developing country Parties will take nationally appropriate mitigation actions in the context of sustainable development, supported and enabled by technology, financing and capacity-building, aimed at achieving a deviation in emissions relative to business as usual emissions in 2020;*

- 非附属書I国が提出した緩和行動を記載した文書Yを作成。非附属書I国により実施される緩和行動に留意【パラ49】。

*49. Takes note of nationally appropriate mitigation actions to be implemented by non-Annex I Parties as communicated by them and contained in document FCCC/AWGLCA/ /2010/INF.Y (to be issued);*

- 途上国が緩和行動を実施する意図について、自主的に締約国会議に報告することを希望する場合に、関連する情報を事務局に提出するよう求める【パラ50】。

# カンクン合意の内容

## Ⅱ. 気候変動枠組条約締約国会合(COP)決定の概要

Change for the future.  
Change by Japan.



### (4) 途上国の緩和(排出削減)

- 緩和行動や、その仮定、実施のために要する支援の多様性を理解するためのワークショップを開催【パラ51】。

*51. Requests the secretariat to organize workshops, to understand the diversity of mitigation actions submitted, underlying assumptions, and any support needed for implementation of these actions, noting different national circumstances and respective capabilities of developing country Parties;*

- 途上国による緩和行動等への先進国の支援を義務付け。また、途上国が、支援を求める緩和行動を登録し、支援とのマッチングを図る登録簿を設立【パラ53～59】。
- 4年に一度又は更なるCOP決定によって決められる頻度での国別報告書の提出、2年に一度のインベントリを含む情報更新等の提出【パラ60】。

*60. Decides to enhance reporting in national communications, including inventories, (略)  
(b) Non-Annex I Parties should submit their national communications to the Conference of the Parties, in accordance with Article 12, paragraph 1, of the Convention every four years (略)  
(c) Developing countries, (略), should also submit biennial update reports, containing updates of national greenhouse gas inventories including a national inventory report and information on mitigation actions, needs and support received;*

# カンクン合意の内容

## Ⅱ. 気候変動枠組条約締約国会合(COP)決定の概要

Change for the future.  
Change by Japan.



### (4) 途上国の緩和(排出削減)

- 先進国の支援を受けた緩和行動に関する国際的MRV、支援を受けない緩和行動に関する国内MRV、国際的な協議及び分析(ICA)を規定。MRVやICAに関するガイドライン等は今後作成【パラ61～64,66,67】。

*61. Also decides that internationally supported mitigation actions will be measured, reported and verified domestically and will be subject to international measurement, reporting and verification in accordance with guidelines to be developed under the Convention;*

*62. Further decides that domestically supported mitigation actions will be measured, reported and verified domestically in accordance with general guidelines to be developed under the Convention;*

*63. Decides to conduct a process for international consultations and analysis of biennial reports in the Subsidiary Body on Implementation, in a manner that is non-intrusive, non-punitive and respectful of national sovereignty; the international consultations and analysis aim to increase transparency of mitigation actions and their effects, through analysis by technical experts in consultation with the Party concerned, and through a facilitative sharing of views, and will result in a summary report;*

# カンクン合意の内容

## Ⅱ. 気候変動枠組条約締約国会合(COP)決定の概要

Change for the future.  
Change by Japan.



### (5)市場メカニズム

- COP17での新しい市場メカニズムの構築を検討することを決定【パラ80】。

*80. Decides to consider the establishment, at its seventeenth session, of one or more market-based mechanisms to enhance the cost-effectiveness of, and to promote, mitigation actions, (略)*

### (6)途上国における森林減少・劣化対策等(REDD+)

- 途上国の削減行動に寄与する森林分野の活動として森林減少・劣化、森林の持続可能な管理等を列挙【パラ70】。国家戦略の策定等から段階的にREDD+活動を展開する考え方等を規定【パラ73】。資金調達策を今後検討【パラ77】。

# カンクン合意の内容

## Ⅱ. 気候変動枠組条約締約国会合(COP)決定の概要

Change for the future.  
Change by Japan.



### (7) 資金

- 短期資金についての透明性向上【パラ96】。
- 長期資金について、2020年までに先進国が共同して年間1000億ドルを動員する目標を約束する旨認識【パラ98】。

*98. Recognizes that developed country Parties commit, in the context of meaningful mitigation actions and transparency on implementation, to a goal of mobilizing jointly USD 100 billion per year by 2020 to address the needs of developing countries;*

- 新たな基金(緑の気候基金)及び同基金のデザインを検討する移行委員会の設立を決定【パラ102～111】。

*102. Decides to establish a Green Climate Fund, (略), with arrangements to be concluded between the Conference of the Parties and the Green Climate Fund (略)*

*109. Decides that the Green Climate Fund shall be designed by a Transitional Committee, in accordance with the terms of reference in annex III to this decision; the Transitional Committee shall have 40 members, with 15 members from developed country Parties and 25 members from developing country Parties, (略)*

- COPの下に「常設委員会」の設立を決定(役割等は今後明確化)【パラ113】。

# カンクン合意の内容

## Ⅱ. 気候変動枠組条約締約国会合(COP)決定の概要

Change for the future.  
Change by Japan.



### (8) 技術

- 技術執行委員会(TEC)と気候技術センター及びネットワークからなる技術メカニズムの設立及びTECの速やかな発足と早期の活動開始を決定【パラ117～127】。

*117. Decides to establish a Technology Mechanism to facilitate the implementation of actions for achieving the objective referred to in paragraphs 113-115 above, under the guidance of and accountable to the Conference of the Parties, which will consist of the following components:*

*(a) A Technology Executive Committee to undertake the functions contained in paragraph 121 below;*

*(b) A Climate Technology Centre and Network to undertake the functions contained in paragraph 123 below;*

*125. Further decides that the Technology Executive Committee shall convene its first meeting as soon as practicable following the election of its members and elaborate its modalities and procedures taking into account the need to achieve coherence and maintain interactions with other relevant institutional arrangements under and outside of the Convention, for consideration by the Conference of the Parties at its seventeenth session;*

# カンクン合意の内容

## Ⅲ. 今後の進め方について

Change for the future.  
Change by Japan.



### (1) 議定書特別作業部会における議論

第一約束期間と第二約束期間の間にギャップが生じないことを確実にするよう、早急に決定の採択を目指すことになった【CMP決定パラ1～2】。

*1. Agrees that the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol shall aim to complete its work pursuant to decision 1/CMP.1 and have its results adopted by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol as early as possible and in time to ensure that there is no gap between the first and second commitment periods;*

### (2) 条約特別作業部会における議論

条約特別作業部会を一年延長し、今回のCOP決定を踏まえた検討作業をCOP17に向けて継続することとなった【COP決定パラ143～144】。

*143. Decides to extend the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention for one year, to continue its work with a view to carry out the undertakings contained in this decision and present the results to the Conference of the Parties for consideration at its seventeenth session;*

同作業部会で合意される成果の法的オプションに係る議論を継続【COP決定パラ145】

*145. Requests the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action to continue discussing legal options with the aim to complete an agreed outcome based on decision 1/CP.13 (Bali Action Plan), the work done at the sixteenth session of the Conference of the Parties and proposals made by Parties under article 17 of the Convention;*

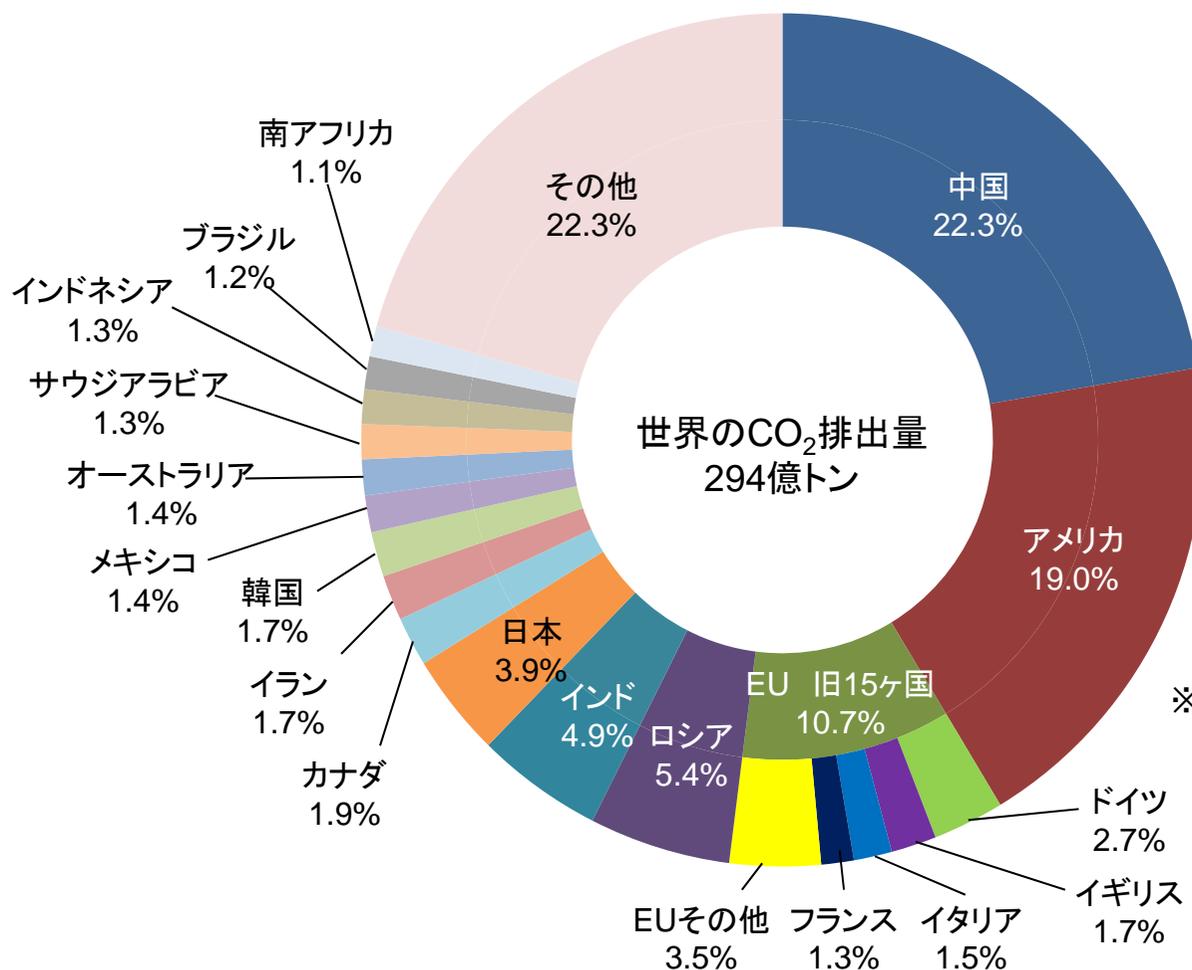
※COP17/CMP7は2011年11月28日～12月9日に南アフリカ・ダーバンにて開催

# 世界全体のCO<sub>2</sub>排出量(2008年)

Change for the future.  
Change by Japan.



- 中国とアメリカがそれぞれ世界の約20%を排出。日本は約4%、EUは約11%
- 今後は、先進国が頭打ちなのに対して、途上国は発生量が増加する見込み



※ EU15ヶ国は、COP3(京都会議)開催時点での加盟国数である。

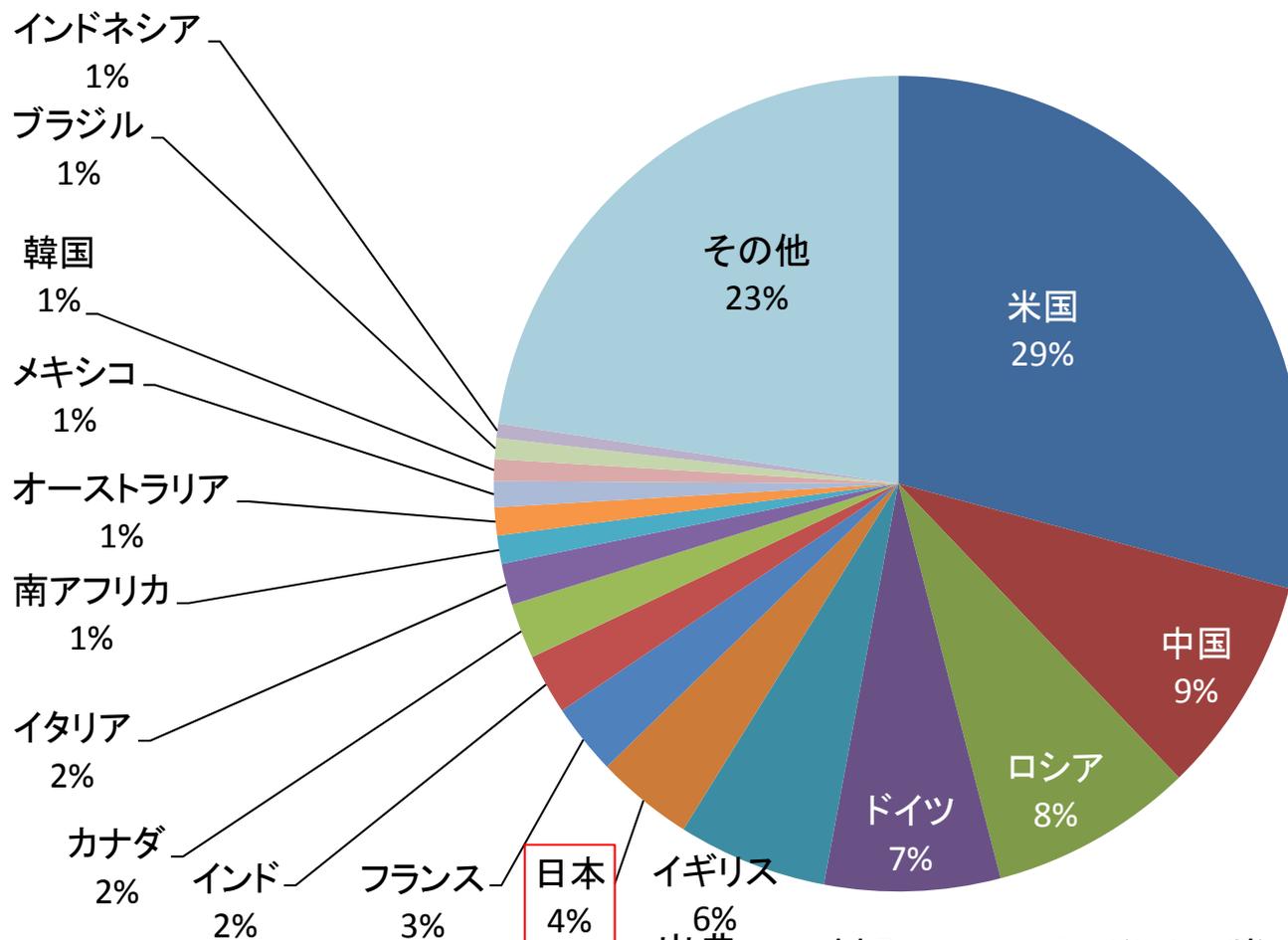
出典：IEA「CO<sub>2</sub> EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION」2010 EDITIONを元に環境省作成

# 産業革命以降の歴史的なエネルギー 起源CO<sub>2</sub>排出量(1850年～2006年)

Change for the future.  
Change by Japan.



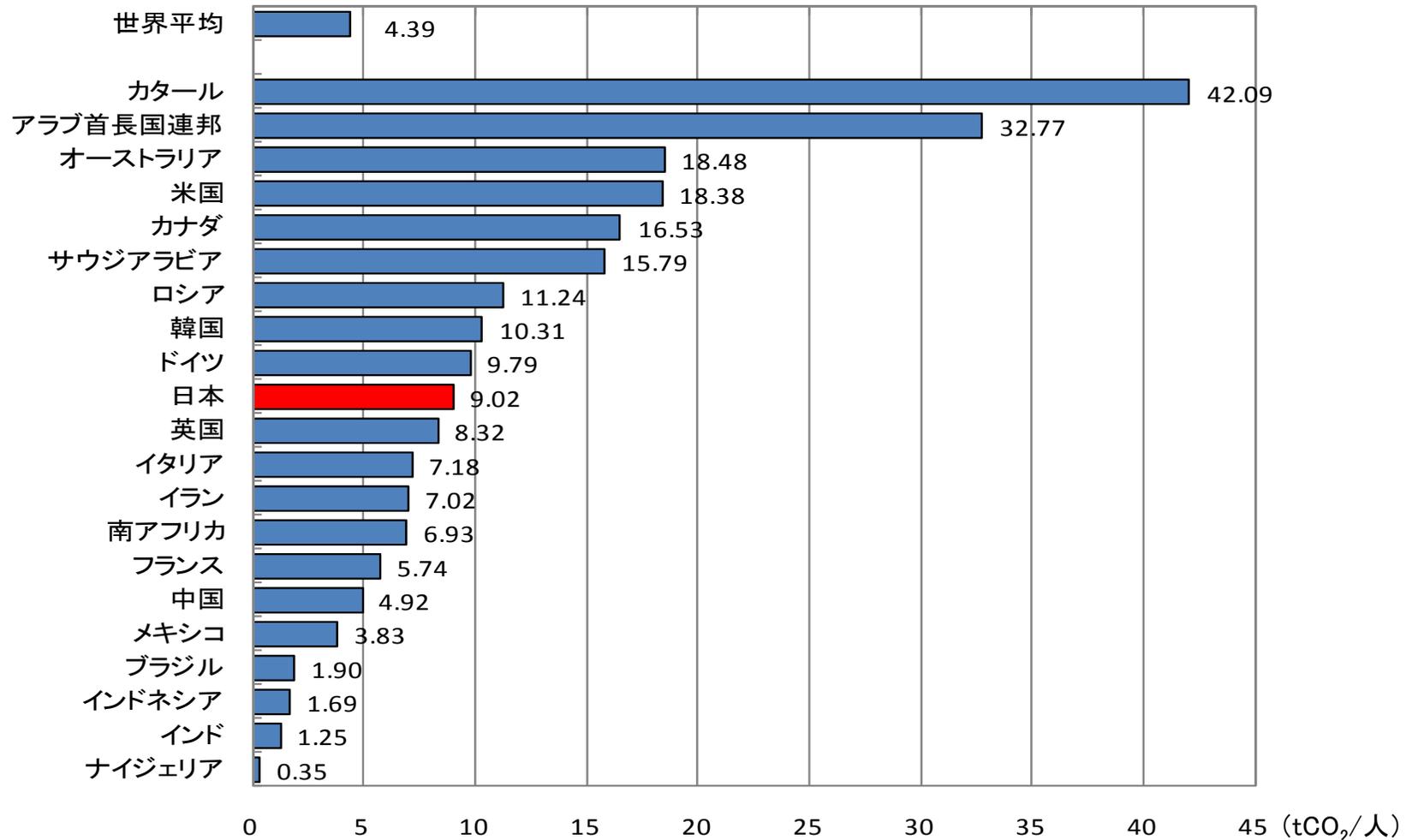
- アメリカが約30%であり、先進国全体では75%を占める(日本は4%)
- 中国は9%を占めており、インド(2%)、南アフリカ(1%)、メキシコ(1%)が続く



出典: World Resources Institute, Climate Analysis Indicators Tool

# 国別一人当たりエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量(2008年)

Change for the future.  
Change by Japan.



出典：IEA「CO<sub>2</sub> EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION」2010 EDITIONを元に環境省作成



# 生物多様性

( COP10から )



# 1.新戦略計画（愛知目標）

## ■長期目標 【Vision】

- 「自然と共生する (*Living in harmony with nature*)」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

## ■短期目標（2020年）【Mission】

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

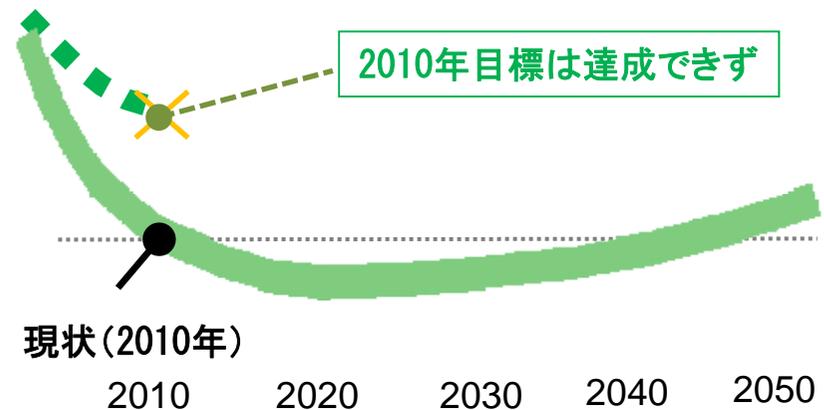
- ◇これは2020年までに、
- ・ 抵抗力のある生態系と、
  - ・ その提供する基本的なサービスが継続されることを確保。

この結果

地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

## ■20の個別目標を設定

- (5) 自然生息地の損失を半減以下へ
- (9) 侵略的外来種の制御・根絶
- (10) サンゴ礁など気候変動等の影響を受ける脆弱な生態系への悪影響の最小化
- (11) 陸域の17%、海域の10%の保護地域化 等



## ■2011年からの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることを提案

国際社会、市民社会が一体となって生物多様性の損失を抑えるための重点期間と位置づけ  
(2010年5月に提案)

→12月20日に国連で決議



## 2. 遺伝資源の取得と利益配分（ABS）に関する名古屋議定書

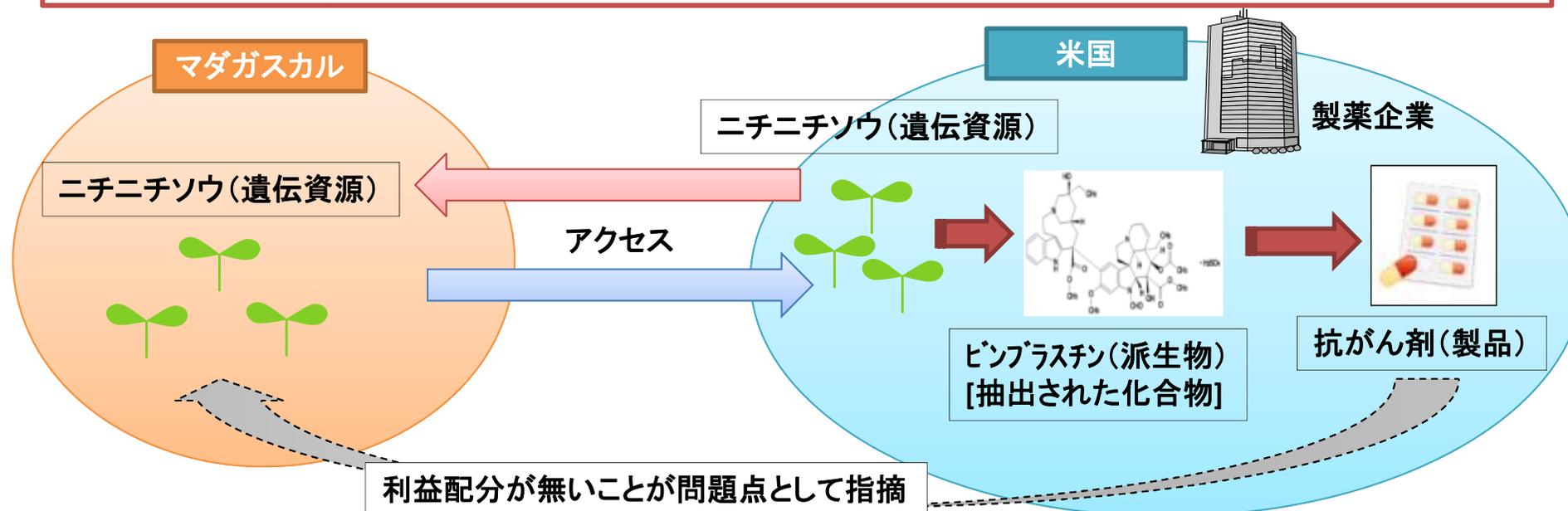
### ABSが注目されるきっかけとなった事例：ニチニチソウ

1950年代初頭：米・製薬企業の研究員が、マダガスカル島で糖尿病治療の民間薬として伝統的に用いられてきたニチニチソウに着目して研究を開始。

1961年：同企業がニチニチソウを基に、白血球を減少させるアルカロイドを抽出、それを基に医薬品を開発し、その特許を取得。巨額の利益を得る。これにより、小児白血病の生存率が大きく上昇。

1988～1992年：UNEPの政府間委員会において、生物多様性条約の起草作業が開始。

1992年：NGOが本件を例に、遺伝資源の原産国や地域住民に利益が還元されないことは問題であると、UNEPの政府間委員会の場で報告。



### 3. 遺伝資源の取得と利益配分（ABS）に関する名古屋議定書

#### 生物多様性条約上の規定

- ・「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有する」 (第15条 1項)
- ・「他の締約国が遺伝資源を（中略）取得することを容易にするような条件を整えるよう努力」 (第15条 2項)

しかしながら  
現状は

- ・既に遺伝資源の取得に厳しい規制を設けた独自の国内法や、手続きが不明確なため、円滑な利用ができない国もある。
- ・一部の提供国は、提供国の国内法に違反した遺伝資源の利用が行われていると主張。  
※任意のガイドラインは存在（2002年 COP6でボン・ガイドラインを採択。）

#### 利用国と提供国それぞれの問題意識

##### 利用国（主に先進国）

提供国でのアクセスに対する厳しい規制により、円滑な利用ができないのは問題。

→确实、明確、透明なアクセス要件を求める。

##### 提供国（主に途上国）

提供国の同意を得ずに無断で持ち出された遺伝資源の不正利用を規制できないのは問題。

→利用国でも提供国の国内法の遵守を義務化する法的拘束力ある議定書を求める。

#### 国際的枠組みの目指す方向

- ① 遺伝資源への円滑なアクセスの確保
  - ② 開発した医薬品等の人類の福利への貢献
  - ③ 得られた利益の適切な配分による世界的な生物多様性保全の推進
- により途上国と先進国の両方に利益(win-win)となる仕組みを目指す。

ABS名古屋議定書  
として採択。  
(2011年2月から  
署名手続き開始)

## 4. IPBES（生物多様性版IPCC）

（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）

【目的】 生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し科学を政策に反映させる

■ 国連環境計画（UNEP）の主導により、生物多様版IPCCの設立を検討

■ 我が国はIPBES設立を支持、各国へ働きかけ

■ 活動内容・体制

- ・新たな研究活動は行わないが、既存の文献やデータの収束・解析により、過去あるいは近未来の生態系に係る新たな知見の生成を促進
- ・世界規模及び地域レベルのアセスメントを実施、政策立案・実施への活用を支援
- ・能力養成活動への資金支援の実施
- ・独立した政府間機関として、既存の国連組織により運営



COP10

第65回国連総会に対し、IPBESの早期設立について検討を奨励する決定を採択

12月20日に第65回国連総会において決議を採択



## 5. SATOYAMAイニシアティブ

二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理の推進

### ■ 背景

生物多様性を保全していくには、原生的な地域を保全するだけでなく、「里山」のように人の影響を受けて形成・維持されてきた二次的自然環境の保全や再活性化も同じく重要。



日本（東アジア）

### ■ 目的

自然共生社会の実現を通じ、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を推進し、人間の福利向上及び生物多様性条約の目的の達成に資する。



インドネシア（東南アジア）



マラウィ（アフリカ）



ドイツ（ヨーロッパ）



オーストラリア（大洋州）

### ■ 実施

環境省及び国連大学が中心となり、国際パートナーシップを立ち上げ、JICA等他のパートナーと連携して推進。

# 6. 生態系と生物多様性の経済学

(The Economics of Ecosystems and Biodiversity)  
TEEB 報告書の概要 (COP10で最終報告)

TEEB チームリーダー  
**Pavan Sukhdev (UNEP)**

UNEP

欧州連合  
英国環境・食糧・農村地域省  
ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省

D0(理論)

D1(政策決定者向け)

D2(自治体向け)

D3(ビジネス向け)

D4(市民向け)

## 日本からのインプット

D2: 環境経済の政策研究チームによる貢献  
地方自治体の生物多様性施策についての日本の優良事例を提供。  
例)「コウノトリを育むお米」(兵庫県豊岡市)  
「地下水涵養による水資源の保護」  
(熊本県白川中流域)



D3: 日本の事業者による事例の一覧を提供。

## 【提言】 ⇒世界銀行による国際的な取り組みへ(国家勘定への取り込み等)

### ① 生態系・生物多様性の価値を経済的に明らかにすることが必要

生態系・生物多様性の価値が様々な意思決定に反映されておらず、その損失を招いている。

### ② 政策立案や様々な意思決定において、生態系・生物多様性の価値を経済社会で反映できる手法への変更が必要

<具体的な手法の例>

(国・地方政府)

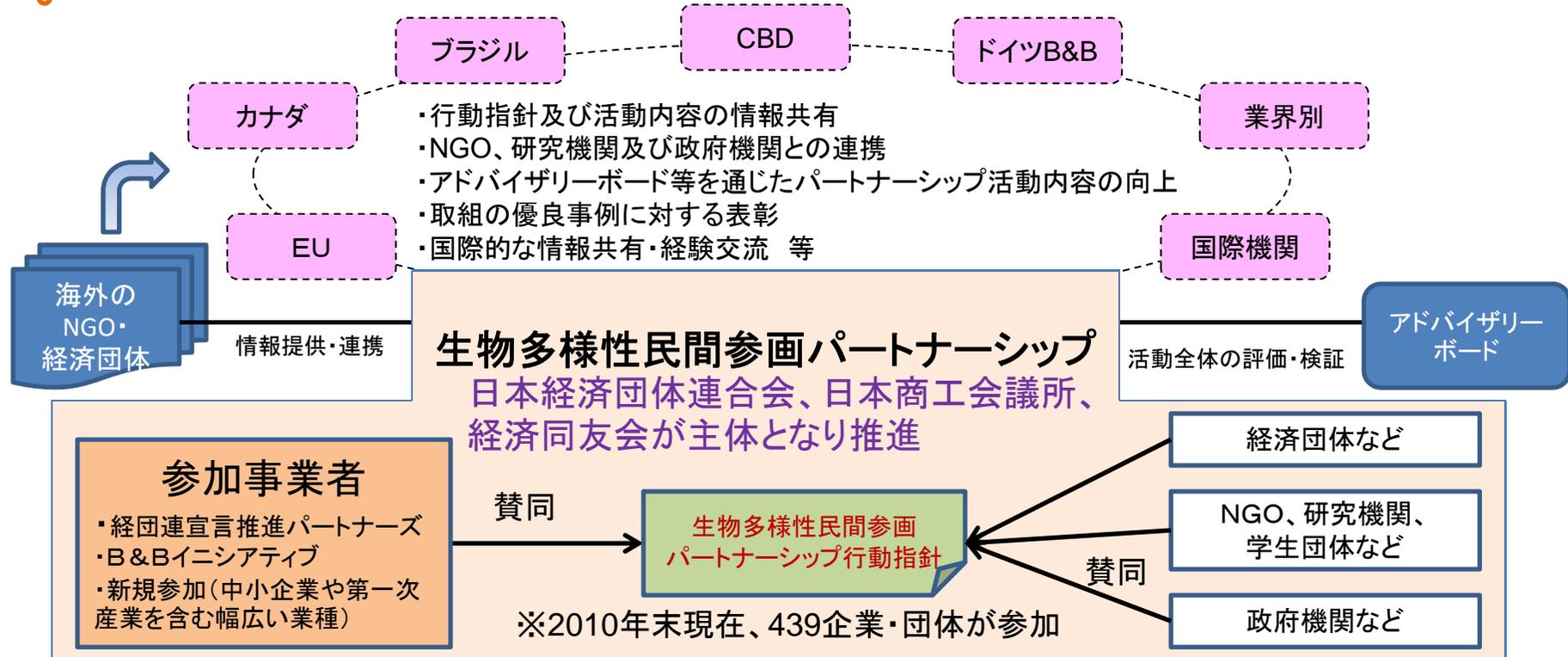
- ・自然資本管理のための政策枠組みの候補(生態系サービスへの支払(日本では生物多様性に配慮された農産品の購入などが事例として該当))や生物多様性に配慮された製品についての調達推進など
- ・生物多様性の保全等のための規制や税制の導入、悪影響を与える補助金の改革
- ・保護地域の管理

(事業者)

- ・生態系・生物多様性に関する事業活動のリスクやビジネスチャンスの予測及びこれに基づく事業者の行動
- ・生態系・生物多様性に関する情報システムの構築や目標の設定、計測・評価・報告の実施。

# 7. 民間参画の推進

## 生物多様性民間参画イニシアティブ イメージ



### 生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す
2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する
3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む
4. 資源循環型経営を推進する
5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す
6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める
7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

行動指針の趣旨に賛同し、行動指針(1項目以上)に沿った活動を実践、向上、推進する意思のあることが参加要件



# 廃棄物・リサイクル

# 循環法制の歴史

年代	内容	法律の制定
戦後 ~1950年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境衛生対策としての廃棄物処理</li> <li>・衛生的で、快適な生活環境の保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃法(1954)</li> </ul>
1960年代 ~1970年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化</li> <li>・環境保全対策としての廃棄物処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境施設整備緊急措置法(1963)</li> <li>・廃棄物処理法(1970)</li> <li>・廃棄物処理法改正(1976)</li> </ul>
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設整備の推進</li> <li>・廃棄物処理に伴う環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域臨海環境整備センター法(1981)</li> <li>・浄化槽法(1983)</li> </ul>
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の排出抑制、再生利用</li> <li>・各種リサイクル制度の構築</li> <li>・有害物質(ダイオキシン類含む)対策</li> <li>・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法改正(1991)</li> <li>・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992)</li> <li>・環境基本法(1993)</li> <li>・容器包装リサイクル法(1995)</li> <li>・廃棄物処理法改正(1997)</li> <li>・家電リサイクル法(1998)</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法(1999)</li> </ul>
2000年~	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成を目指した3Rの推進</li> <li>・産業廃棄物処理対策の強化</li> <li>・不法投棄対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進基本法(2000)</li> <li>・建設・食品リサイクル法(2000)</li> <li>・廃棄物処理法改正(2000)</li> <li>・PCB特別措置法(2001)</li> <li>・自動車リサイクル法(2002)</li> <li>・産業廃棄物支障除去特別措置法(2003)</li> <li>・廃棄物処理法改正(2003~06、10)</li> </ul>

衛生

公害・環境

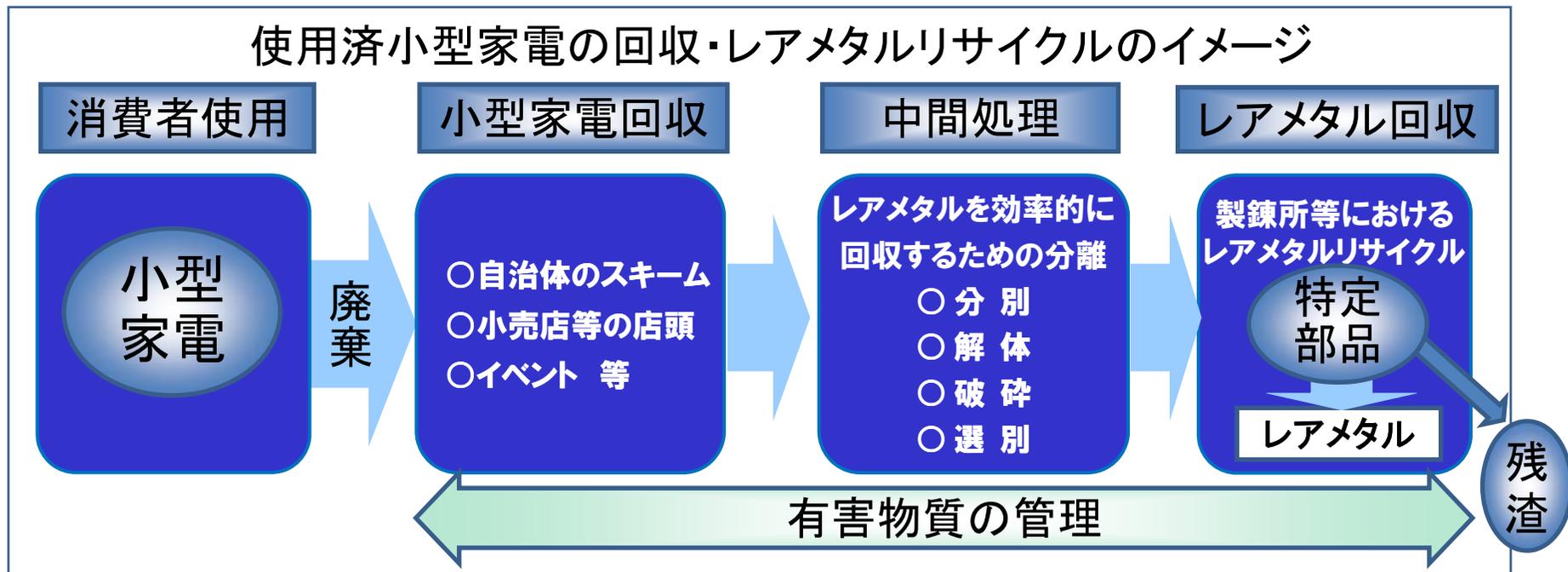
資源・循環型社会

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要

分類	<b>廃棄物</b> 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。）		
	<b>一般廃棄物</b> 産業廃棄物以外の廃棄物 （家庭から排出されるごみ等）	<b>産業廃棄物</b> 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、 汚泥、廃油、廃プラスチック類等	
国の役割	○ 基本方針、廃棄物処理施設整備計画の策定 ○ 処理基準、施設基準、委託基準の設定	○ 技術開発・情報収集 ○ 廃棄物の輸出の確認、輸入の許可 等	
廃棄物処理に係る主な規制	<b>市町村長</b>	<b>市町村 処理責任</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理計画の策定</li> <li>一般廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないうちに処理しなければならない</li> <li>処理基準の遵守</li> <li>委託基準の遵守</li> </ul>	<b>都道府県知事</b> <b>政令市長</b>
	<b>都道府県知事</b>	<b>排出事業者 処理責任</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物を自ら処理しなければならない</li> <li>保管基準、処理基準の遵守</li> <li>委託基準の遵守</li> <li>管理票の交付・保存義務</li> </ul>	
	<b>政令市長</b>	<b>一般廃棄物処理業者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理基準の遵守</li> <li>再委託の禁止</li> </ul>	
	<b>都道府県知事</b>	<b>産業廃棄物処理業者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理基準の遵守</li> <li>再委託の原則禁止</li> <li>管理票の回付・送付義務</li> </ul>	
<b>都道府県知事</b>	<b>一般廃棄物処理施設設置者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理基準の遵守</li> <li>維持管理積立金の積立義務</li> </ul>	<b>産業廃棄物処理施設設置者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理基準の遵守</li> <li>維持管理積立金を積立義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収</li> <li>立入検査</li> <li>改善命令</li> <li>措置命令</li> <li>管理票に係る勧告</li> </ul>
国の特例	<b>○再生利用認定制度</b> 大規模再生利用を行う者を環境大臣が認定。 （認定例）・廃肉骨粉をセメント原料として利用		
	<b>○広域認定制度</b> 廃棄物の減量等に資する広域的処理を行う者を環境大臣が認定。 （認定例）・廃パソコン ・廃二輪自動車 ・廃消火器		
	<b>○無害化認定制度</b> 石綿、PCBの無害化処理を行う者を環境大臣が認定。		
罰則	<b>○不法投棄・不法焼却・無許可営業</b> 5年以下の懲役or1千万円以下の罰金又は併科 <b>○委託基準違反・改善命令違反</b> 3年以下の懲役or3百万円以下の罰金又は併科 ※ 法人の場合3億円以下の罰金刑		

# 使用済小型家電からのレアメタルの回収及び 適正処理推進事業（平成20年度～）

## 使用済小型家電の回収・レアメタルリサイクルのイメージ



## 【使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理推進事業】 ＜環境省・経済産業省の連携事業＞

使用済小型家電の回収モデル事業の  
実施と、効率的回収方法の検討

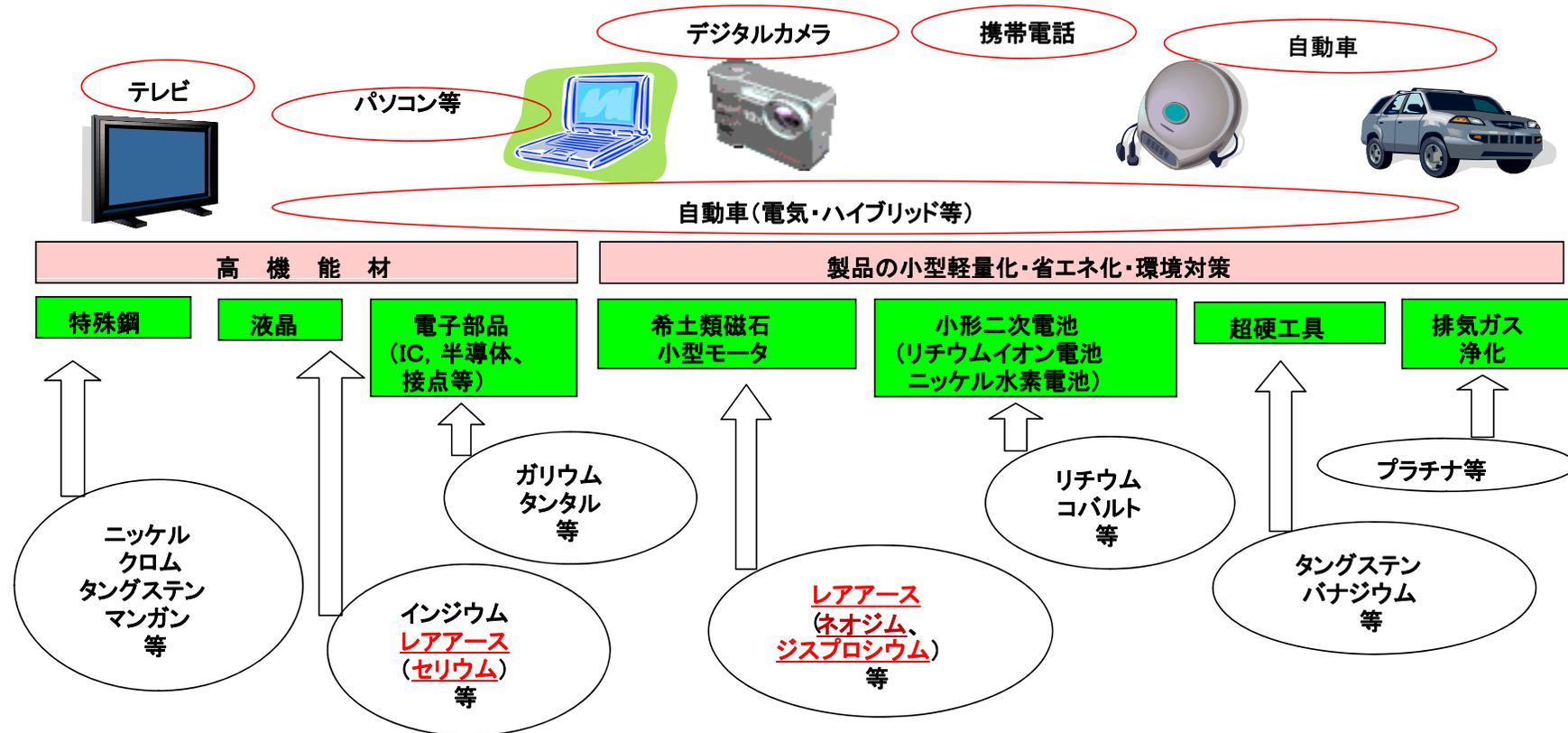
レアメタルの含有実態の把握

使用済小型家電のリサイクルに係る  
有害性の評価

# レアメタルの重要性

- レアメタルは、自動車、IT製品等の製造に不可欠な素材。
- レアメタルは、我が国産業の競争力の根幹のひとつといっても過言ではない。  
(例) ハイブリッド自動車用高性能磁石モーター: **レアアース(ネオジウム、ジスプロシウム)**  
超硬工具: タングステン  
燃料電池用触媒、自動車用排ガス触媒: プラチナ  
液晶パネルの透明電極: インジウム

(注: レアアースは赤文字で表示)



# 使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理 に関する研究会

## 【趣旨】

適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築に向けた検討のため、平成20年12月に発足（環境省と経産省が共同で運営）。

## 【構成】

研究会（座長：細田衛士慶応大学経済学部教授）の下に、3つのワーキンググループ（WG）を設置。

- ① リサイクルシステムWG（座長：細田慶応大学教授）
- ② 環境管理WG（座長：酒井京都大学教授）
- ③ レアメタルWG（座長：中村東北大学教授）

研究会が全体の検討を総括。WGについては、②及び③での検討状況を踏まえつつ、①（リサイクルシステムWG）において、リサイクルシステムの経済性の評価や仕組み構築のための課題の整理を実施。

# PCB廃棄物の処理について

## PCB廃棄物問題の背景

国内	<ul style="list-style-type: none"><li>○カネミ油症事件(昭和43年)発生によりPCBの毒性が社会問題化 →昭和47年から製造中止</li><li>○民間業者が処理施設の立地を試みたが地元の理解が得られず →保管が長期化し、紛失や漏洩による環境汚染が懸念</li></ul>
海外	<ul style="list-style-type: none"><li>○PCB使用地域から北極圏等への汚染の拡大が報告 →国際的な規制の取り組み</li><li>○残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約 →平成16年5月に発効(日本は平成14年8月に条約を締結)</li></ul>



## PCB廃棄物適正処理推進特別措置法等の制定(平成13年)

- 保管事業者
  - ・PCB廃棄物の保管等状況の届出、譲受け譲渡しの制限
  - ・PCB廃棄物の期限内処理(～平成28年7月)等
- 国
  - ・日本環境安全事業株式会社を活用した拠点の広域処理施設の整備
  - ・PCB廃棄物処理基金による中小企業者の処理費用の助成

## PCB廃棄物の特性を踏まえた処理の推進

### PCBを使用した 高圧トランス・コンデンサ等

PCB濃度が数十%～100%と高い



トランス



コンデンサ

- ・JESCOが全国5箇所(室蘭・東京・豊田・大阪・北九州)で化学処理を実施中

### 安定器・汚泥等のPCB汚染物等

PCB濃度は低濃度から高濃度まで広範囲



安定器



汚泥

- ・JESCO北九州事業所でプラズマ溶融処理を開始
- ・JESCO北海道事業所において、施設整備の準備中

### 微量PCB汚染廃電気機器等

PCBを使用していないとする高圧トランス等の絶縁油に微量(数ppm～数十ppm程度)のPCBが混入したもの  
…約450万台、0Fケーブルが1,400km存在すると推計

- ・JESCO以外の処理業者での処理可能性を検討するため、環境省が平成17年度から焼却実証試験を実施し、安全かつ確実に処理できることを確認
- ・中央環境審議会専門委員会で処理体制について検討し平成21年3月に報告書を取りまとめ



- ・廃棄物処理法に基づく環境大臣の無害化処理認定制度の対象に追加(平成21年11月に関係省令・告示改正)  
→民間業者における処理を推進

PCB廃棄物の確実かつ適正、円滑な処理

# 不法投棄等対策について

## 1 未然防止・拡大防止対策

- (1) 廃棄物処理法に規定する不法投棄等の罰則の強化、厳格な適用を実施。
- (2) 都道府県等による衛星画像やITの活用した監視体制の強化、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動の実施。
- (3) 関係法令等に精通した専門家を現場に派遣し、助言、指導を行うことにより、の派遣により、都道府県等による行為者等の責任追及を支援。

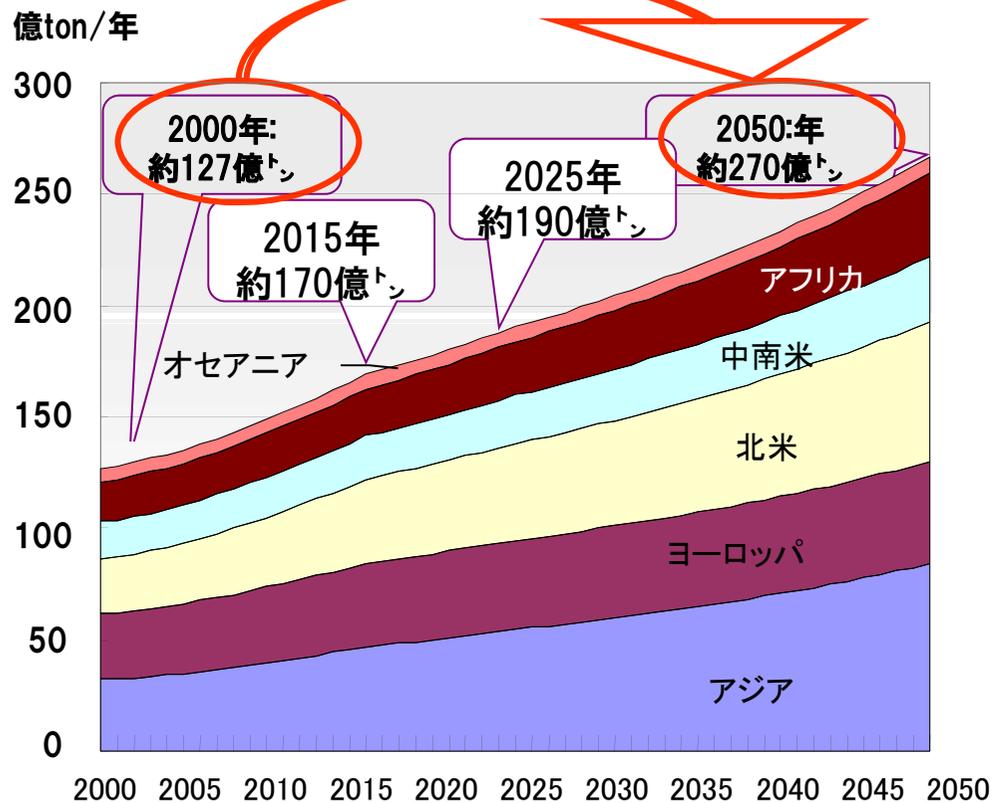
## 2 残存事案対策

- (1) 不法投棄等の不適正処分に対しては、原因者等による原状回復が原則。  
そのため、都道府県等は廃棄物処理法に基づく措置命令等により、原因者等に原状回復等を命令。
- (2) そのような措置を行っても、原因者等が無資力である等により支障の除去等が為されない場合、都道府県等が行政代執行により、支障の除去等を実施。
- (3) 都道府県等による行政代執行に対する財政支援については、
  - ① 平成9年の廃棄物処理法改正において、同法に基づく支援が制度化された(平成10年6月17日(改正法施行日)以降に発生した事案が対象)。
  - ② 平成15年に成立した産廃特措法(平成15年法律第98号、平成24年度末までの時限立法)により平成10年6月16日以前に発生した事案を対象に支援を実施。

# 世界的な廃棄物問題とアジアの現状

- ◆ アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、質も多様化。世界全体の廃棄物発生量は、2050年には2000年の2倍以上となる見通し。
- ◆ 途上国では、環境上不適切な形でリサイクルが行われている事例が報告されている。

【世界の廃棄物排出量の将来予測 2000-2050】



出典:岡山大学資料

## アジアにおける廃棄物処理の現状

### 中国

1995年から2004年の過去9年間に廃棄物発生量が約1.8倍に増加。

OECDが実施した環境政策レビューにおいて、中国に対し、循環経済に向けた取組の強化、廃棄物処理施設の整備や廃棄物の回収・再利用・再生利用のシステムの構築などを勧告。(2006年)

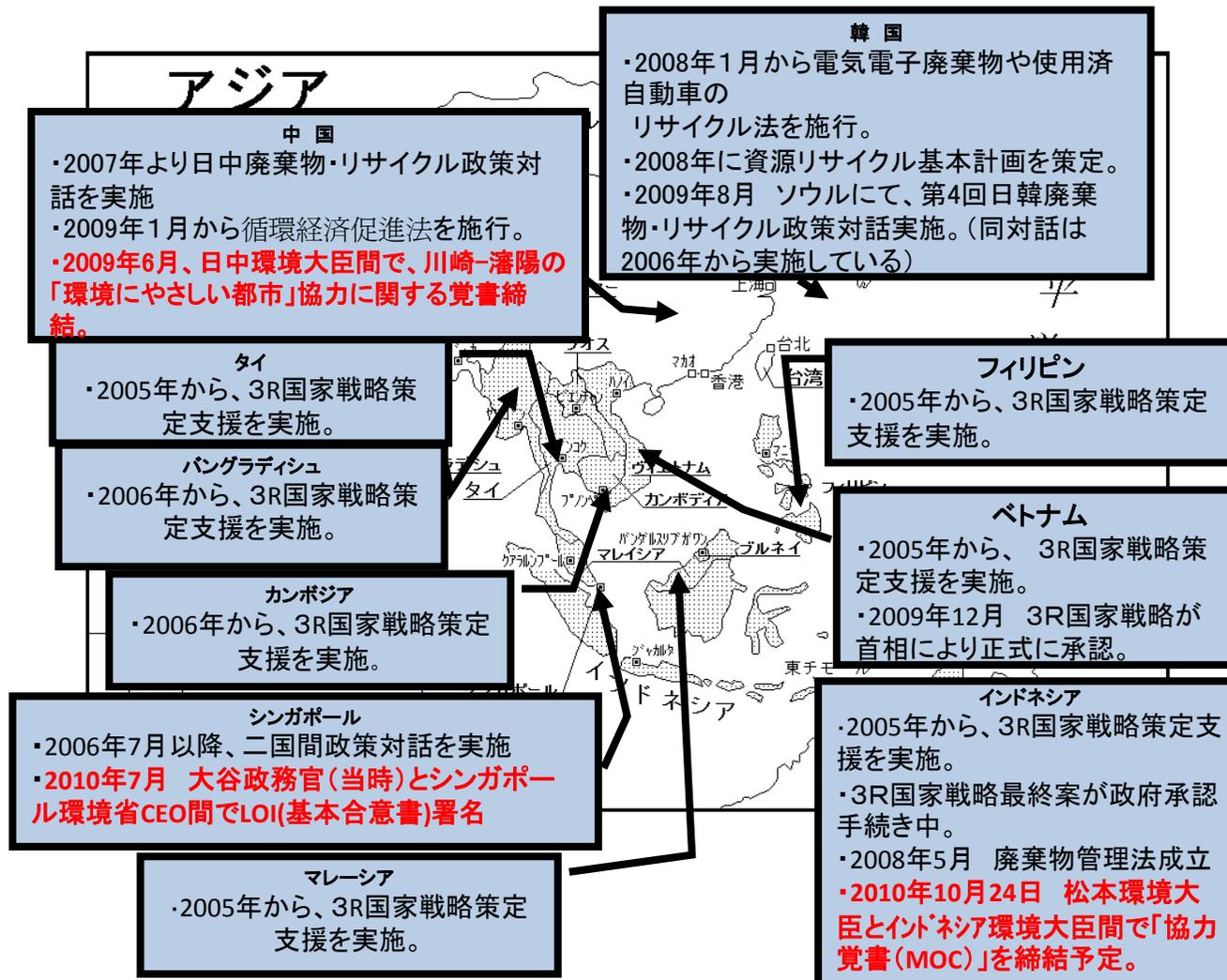
これを受け、中国では、2009年1月から循環経済促進法を施行。

### インドネシア

バンドン市などの廃棄物が運ばれていた最終処分場が、2005年2月、豪雨の後に崩落。147名の死者を出す惨事となった。

# アジア各国との二国間協力

## 日本はアジア各国と3R国家戦略策定、法制度整備等の支援や政策対話を実施



○ 川崎市-瀋陽市のエコタウン協力を支援する大臣レベルの覚書

○ 新たな事業展開協力の構築に向けて以下のような施策を実施

- ・大臣レベルでの覚書(MOU)への署名
- ・瀋陽でのエコタウンづくり
- ・ペットボトル、汚泥のリサイクル事業に関するフィージビリティスタディの実施

○ 大谷政務官(当時)とシンガポール環境省CEO間でLOI(基本合意書)署名

○ 3Rの促進及び廃棄物管理における協力に関する基本合意

- ・3Rと廃棄物管理におけるハイレベル対話とパートナーシップの推進
- ・3Rと廃棄物管理における情報交換、ビジネス、産業部門等における協力の促進
- ・アジア3R推進フォーラムへの積極参加
- ・シンガポール政府が第3回アジア3R推進フォーラムを招致することを歓迎

# 日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業

22年度補正予算額 300百万円  
 23年度予算額(案) [1,130百万円] [ ]は技術開発を加えた額  
 600百万円

## 効果

- ◆ 廃棄物処理・リサイクルシステム、技術がアジアに普及
  - ▶ アジアにおける環境負荷低減
- ◆ 静脈産業のアジア展開
  - ▶ 我が国経済の活性化



基盤戦略 14 百万円

○関係者が連携して、アジアを視野に入れた日系静脈産業のより効果的な育成・展開のための戦略を策定

我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開 190百万円

○大臣合意など政府レベルの基本的枠組みのある国に対する先行グループの海外展開促進

- ①具体的な海外事業展開を想定したフィージビリティ調査
- ②現地での海外展開の枠組み構築のための関係者合同ワークショップ
- ③現地静脈産業の円滑運営のため関係者への研修

情報基盤の整備 49百万円

- ①海外展開可能性国の情報収集・分析(国内に海外展開情報提供)
- ②我が国静脈産業技術の海外情報発信(アジア諸国の興味醸成)

静脈産業の海外展開に資する技術開発  
 ※530百万円を環境研究総合推進費にて計上

次世代静脈産業メジャーの育成 347百万円

1. 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援

①レアメタルリサイクル → 300百万円を22年度補正予算計上

- ②高付加価値・低炭素型の鉄リサイクル
- ③ペットボトルの再ボトル化 等

2. 高リサイクルに取り組む産廃業者、排出事業者を適正に評価する手法の確立等を通じた静脈産業の育成支援

- ①事業者の差別化に向けた適正評価手法の確立とその実施
- ②産廃業者と排出事業者の協働に向けた情報の収集・分析

○途上国でも利用可能な、廃棄物処理・リサイクルシステムの低コスト化・高度化等の技術の開発



# 環境行政の主要課題 (国内関係)

平成23年1月

環境省

## (目次)

- 1.地球温暖化対策のための税について
- 2.水・大気環境保全施策について
- 3.地域における多様な主体の連携による  
生物の多様性の保全のための活動の  
促進等に関する法律について
4. 水俣病対策の現状について
- 5.子どもの健康と環境に関する全国調査  
(エコチル調査)について

# 1. 「地球温暖化対策のための税」について

## 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)

### 第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

#### 6. 環境関連税制

##### (1) 地球温暖化対策のための税の導入

我が国では、温室効果ガスの約9割をエネルギー起源CO<sub>2</sub>が占めており、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)においては、地球温暖化対策等を強力かつ十分に推進することにより、エネルギー起源CO<sub>2</sub>を2030年に1990年比▲30%程度、もしくはそれ以上削減することを見込んでいます。

こうした状況に鑑み、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとします。

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとします。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とします。

このように「広く薄く」負担を求めることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保します。また、導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとします。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施することとします。

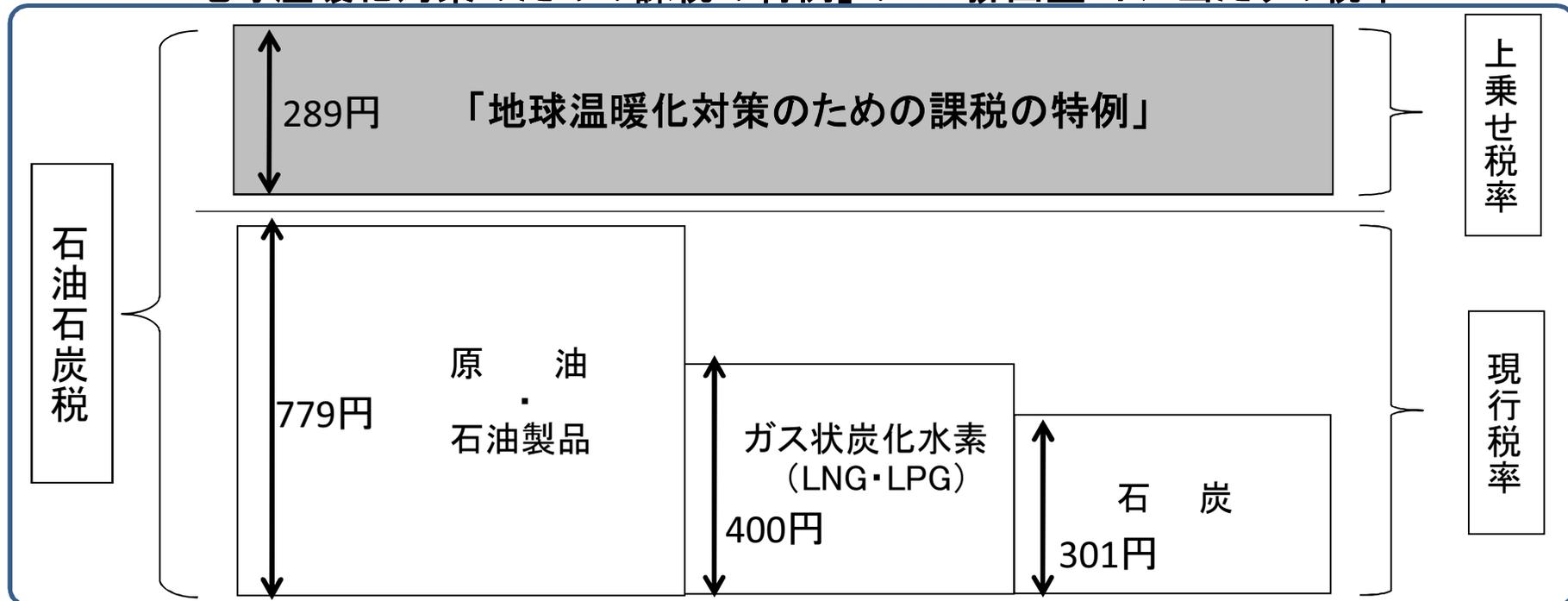
## 「地球温暖化対策のための課税の特例」による税率

- 「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける改正は、平成23年10月1日から実施し、所要の経過措置を講じます。具体的な税率は、次のとおりです。

課税物件	現行税率	H23.10～H25.3	H25.4～H27.3	H27.4～
原油・石油製品 [1kℓ当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※ ( )は石油石炭税の税率

## 「地球温暖化対策のための課税の特例」のCO2排出量1トン当たりの税率



## 2.水・大気環境保全施策について

平成23年1月 水・大気環境局

### ①身近な大気生活環境の保全

#### PM2.5対策

平成22年度から3年を目処に全国的な監視体制の整備を促進。自動測定機と標準測定法の等価性の評価やPM2.5の成分分析のためのガイドライン及びマニュアルの策定を進めているところ。

#### 有害大気汚染物質対策

平成22年10月の「今後の有害大気汚染対策のあり方について(第九次答申)」において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直し。優先取組物質のうち、ヒ素及びその化合物について指針値を設定。

#### アスベストの飛散防止対策

建築物の解体工事等を中心にアスベストによる大気汚染の状況を引き続き把握。環境モニタリング手法とその測定結果の評価等に関する検討。モデル自治体を選定し、解体現場等を調査し、解体等の現場の実態を確認し、改善が必要な事項について対策を検討。

#### 風力発電施設からの騒音・低周波音への対応

平成22年度より、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」を実施。今後とも詳細な調査・解析を行い実態の解明に努めていく。

### ②交通環境負荷の低減

#### 自動車排ガス規制

平成22年7月に「今後の自動車排出ガス低減対策にあり方について(第10次答申)」を答申。ディーゼルトラック・バスのNO<sub>x</sub>に係る新たな許容限度目標(平成28~30年実施)を設定。E10対応ガソリン車の排出ガス低減対策とE10の燃料規格のあり方を提示。引き続き、今後の課題について対策を検討。

#### 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の実施

総量削減基本方針及び法の見直しについて、昨年7月に諮問。今後、中間報告を受けた後、年度内に総量削減基本方針の変更予定。

### ③水・土壌環境等の改善

#### 第7次水質総量削減

平成22年3月の「第7次水質総量削減の在り方について」答申を踏まえ、第7次において適用する総量規制基準の設定方法について検討中。今後、総量規制基準の設定方法、総量削減基本方針を策定予定。

これを受けて、関係都府県において、総量削減計画の策定、総量規制基準の設定が行われる。

#### 水環境保全に関する検討会

今後の水環境保全施策の方向性について検討するため、平成21年9月に設置し、同年12月に中間取りまとめを行った。その後さらに検討を重ね、本年度中に最終取りまとめを行う予定。（検討会の最終回は平成23年2月25日）

#### 地下水汚染の未然防止対策

平成22年8月に「地下水汚染の効果的な未然防止対策について」諮問し、現在、水環境部会に設置した地下水汚染未然防止小委員会において審議中。平成23年2月に答申。

#### カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直し

平成22年4月食品衛生法に基づく米のカドミウムの成分規格が改正されたことを受け、6月にカドミウムに係る土壌環境基準（農用地）及び農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を改正。

### ④効果的な公害防止取組促進方策の推進

平成22年5月に公布された「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」の施行に向けて政省令の内容の検討を行っているところ。

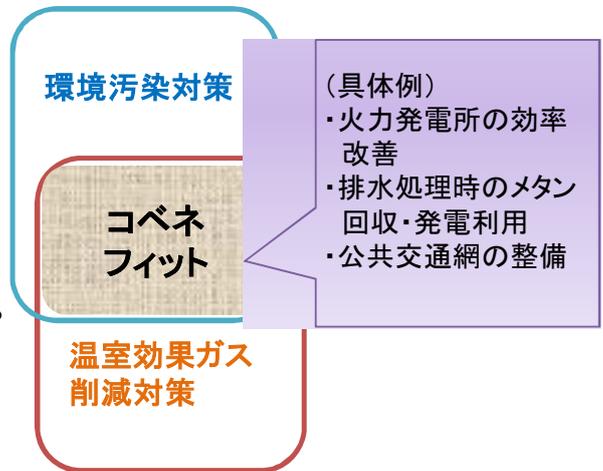
#### <改正の概要>

- ・事業者による記録改ざん等への厳正な対応  
→ 水質測定項目・頻度の明確化（省令事項）
- ・排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進
- ・事業者による自主的な公害防止の取組の促進
- ・汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止  
→ 対象となる汚水の種類を指定（政令事項）

## ⑤「安全・安心」のアジアへの展開

### コベネフィット・アプローチの推進

- ・ 大気汚染対策や水質汚濁などの環境汚染対策と温室効果ガス削減を同時に実現するコベネフィット・アプローチは、途上国の温暖化対策として効果的。平成22年11月には国際機関やアジア各国の参加の下、「アジア・コベネフィット・パートナーシップ」が設立。
- ・ 中国及びインドネシアと共同でコベネフィット型案件の発掘・事業化に向けた調査・研究を実施。コベネフィット型のCDM(クリーン開発メカニズム)プロジェクトに対し初期投資の1/2を補助。



### 環境対策技術のアジア展開の推進

アジア各国の状況に応じた環境対策技術やモニタリング技術の展開を規制・制度整備、人材育成とのパッケージで推進。中国・ベトナム・インドネシアを対象として共同研究やワークショップ等の協力事業を実施。

### アジアEST(環境的に持続可能な交通)地域フォーラム

アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の実現に向け、国連地域開発センターと共にアジア各国との政策対話。平成22年8月にタイ・バンコクで第5回会合を開催し、ESTの新たな10年の指針を示した「バンコク宣言2020」を採択。平成23年12月にインドで第6回会合を開催予定。

### アジア水環境パートナーシップ(WEPA)

アジアモンスーン地域の水質汚濁問題の解決を図るため、水環境の情報基盤整備と人材育成を一体的に行う。水環境のガバナンス強化を目指す取組。平成16年より開始し、日本を含め13カ国が参加。

### 日中水環境協力(分散型排水処理モデル事業)

平成20年5月に締結した両国環境大臣間の覚書に基づき、中国農村部の6地域(重慶市、江蘇省泰州市など)で、現地に適した分散型排水処理技術を実証するためのモデル事業を実施中。来年度からは新たに窒素・リンの処理を対象としたモデル事業に着手予定。

## ⑥越境汚染対策の推進

### 越境大気汚染対策

越境大気汚染（酸性雨含む）及び黄砂に関する国内モニタリングを実施。東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）や日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みでの黄砂共同研究及びオゾン研究協力等の国際協力を推進。

### 海洋環境保全

漂流・漂着ごみについて、海岸漂着物処理推進法に基づき、実態把握、処理手法の検討等総合的な施策を推進。廃ポリタンクや医療系廃棄物などの外国由来の海洋ごみについては、関係国への調査依頼・申入を行うなどの対応を進めているところ。

海洋汚染問題については、バラスト水管理条約の早期批准・早期発効へ向けた取組等。

※バラスト水：船舶の安全航行のため、船舶内に取り込まれる水。導入・排出時の生態系への影響が指摘されている。

### 3.地域における多様な主体の連携による 生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律について

#### 趣旨・背景

##### ◆ 生物多様性が深刻な危機に直面

- 希少な野生動植物の減少
- 二次的自然（里地里山など）の手入れ不足
- 外来種の侵入による生態系の攪乱



地域希少種の減少



シカによる樹木の採食

##### ◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

##### ◆ 生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

- 生物多様性基本法（平成20年）の制定
- 生物多様性条約COP10の開催（愛知県名古屋市）



里山における  
竹林の伐採

#### 地域における多様な主体の有機的な連携による 生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要

#### 制度の概要

##### ◆ 基本方針の策定

- ・環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による  
地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

##### ◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO法人等による計画の案の作成についての提案
- ・自然公園法等の許可等に係る行為については、環境大臣又は都道府県知事の協議・同意
- ・地域連携保全活動計画の作成や  
実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置



地域連携保全活動  
(希少種の餌場となる水辺の整備)

##### ◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

- ・関係者(活動実施者、土地所有者、企業等)間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

##### ◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地(国立公園等)を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のための意見の聴取

##### ◆ 所有者不明地に関する施策の検討

- 土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

#### 施行期日

法律の公布の日(平成22年12月10日)から起算して1年以内  
(基本方針については公布の日)

## 4.水俣病対策の現状について

### ① 水俣病被害者救済特措法の「救済措置の方針」に基づく救済

救済措置の方針に基づき、昨年5月1日から申請受付を開始しており、10月1日にはチツソ及び昭和電工から一時金の支払いも行われている。今後は、対象者の判定を円滑に行う必要がある。

#### ※救済措置の方針に基づく申請者数

救済措置申請者数	21,778名
切替申請者数	16,823名

### ② ノーモアミナマタ訴訟(不知火患者会及び阿賀野患者会)における和解の基本的合意

昨年3月に熊本地裁において、和解の基本的合意が成立し、その後、10月に新潟地裁、11月には大阪地裁及び東京地裁においても和解の基本的合意に達し、現在、第三者委員会による個別原告の判定等を円滑に進めている。

不知火患者会(熊本地裁):(原告数)2,494人(被告)国・熊本県・チツソ  
不知火患者会(大阪地裁):(原告数) 309人(被告)国・熊本県・チツソ  
阿賀野患者会(新潟地裁):(原告数) 173人(被告)国・昭和電工  
不知火患者会(東京地裁):(原告数) 195人(被告)国・熊本県・チツソ

### ③ 水俣病発生地域の地域づくり対策

水俣病認定患者、水俣病被害者、ご家族などが安心して暮らしていけるよう水俣病発生地域における医療・福祉対策を推進するとともに、水俣病発生地域の再生・融和(もやい直し)を引き続き推進していく。

## 5.子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)について

### (1)エコチル調査の背景

近年、子どもたちの心身の異常が増加している。

◇小学生のぜん息罹患率 0.5%(1980年) → 4%(2007年)

◇男性性器異常(百万人当たり) 174人(1974年)→ 418人(2000年)

こうした子どもの発達異常の原因として、環境中の微量な化学物質による影響の可能性が専門家の間で指摘されている。

### (2)事業計画

環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにするため、平成22年度より10万組の親子を対象とした全国調査を開始する。

本調査では、妊産婦の協力を得て、母体血、臍帯血、母乳等に含まれる化学物質を測定するとともに、その子どもの健康状態を13歳になるまで追跡調査する。調査で得られた生体試料は長期的に冷凍保存し、将来的な調査研究にも備える。

本調査は、環境省の企画立案の下に国立環境研究所がコアセンターとして実施機関となり、メディカルサポートセンターとしての国立成育医療研究センターから医学的支援を受けつつ、全国15地域の大学等によるユニットセンターの協力を得て実施する。調査期間は、3年間のリクルート期間と追跡期間として、平成23年1月から平成39年までを予定している。

10万人の規模を目指した同様の疫学調査が米国でも実施されており、諸外国の調査や国際機関等とも連携していくこととしている。

### (3)施策の効果

本事業を実施することで、以下の直接及び波及効果が期待される。

- ①子どもの健康に影響を与える環境要因の解明
- ②子どもの脆弱性を考慮したリスク管理体制の構築
- ③安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献
- ④ライフサイエンス分野における国際競争力の確保